

最高裁判所第2小法廷裁判官殿

令和6(オ)第1067号

令和6(受)第1368号

2024年(令和6年)7月19日

働くもののいのちと健康を守る東京センタ
色部 祐(社会保険労務士)

上 申 書 その1

ホームヘルパー国家賠償訴訟に当たり貴最高裁判所が憲法を守り、法順守の立場から公明正大な判断を下されるよう心から要請するものです。

二つの資料を示します。一つは2024年7月14日の朝日新聞の「介護職員不足57万人 2040年度推計」「26年度は25人」と報道しています。そして解説記事には「介護分野は、他産業より平均賃金が低く、人材が流失」と報じています。もう一つの記事は「しんぶん赤旗」6月23日の1P目の特集記事です。記事には訪問介護事業所「5年で8648カ所廃止」「訪問介護消滅の町も」の記事です。記事には「低い介護報酬のためにヘルパーの賃金や待遇が低く、深刻な人手不足が続いています。高齢者が高齢者を介護しているのが実態です」とのヘルパーステーションの所長の談話が掲載されています。さらに「低すぎる介護労働者の賃金」の資料を以下、貼付します。

低すぎる介護労働者の賃金



厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」—介護労働者の毎月決まって支給される現金給与総額(賞与外手当、夜勤・休日・交通手当などを含む。税・社会保険料控除前)

まさに国の低介護報酬制度のために、介護の必要な方々が介護保険料を長年支払いながらまともな介護を受けられないという深刻な事態が進行しています。介護保険料も2000年スタートの時は2911円であったものが24-26年度では6255円となっています。まさに「やらずぶったくり」の制度と化しています。

今こそ人々の生命にかかわる介護問題に向き合い、人間の尊厳を守る介護職員ヘルパーさんたちの、報酬を引き上げ、生活でき賃金の実現し、安定的に持続的に働き続けられるよう報酬を引き上げるべきです。まさに憲法25条順守の立場、そして憲法13条の「幸福追求の権利」実現のために、ぜひご英断ください。

令和6年7月19日

最高裁判所第二小法廷 御中

令和6年(オ)1067号

令和6年(受)1368号

上申書

ホームヘルパー国家倍種訴訟支援者

原 智代

最初は友人として、裁判の応援をしたいという思いから事務局の手伝いを始めました。原告の一人、藤原氏とは友人であり、偶然にも養成校に通っていたときに訪問介護員(ホームヘルパー以下ヘルパー)の同行訪問の担当ヘルパーでした。私自身は、養成校卒業後デイサービスに8年勤務し、現在は養成校の時間講師をしています。3月までは、事業所と介護をしてみようかなと思う人の就職相談なども行っていました。

そこで感じたことは、こんなにもヘルパー希望者がいないのだという事です。介護の基礎的な資格の介護職員任者研修は、無くても施設職員や障害分野で働くことが可能です。でも、それを取る人が多いという事は、習う前まではヘルパーも職業選択に視野に入っているはずですが、それが、就職を探すときには、実情を知って施設指向に変わってしまう。国は、既施設、介護は在宅でと言っても、ヘルパーのなりてがありません。有効求人倍率15倍です。また、福祉業界はよりよい雇用条件を求めて、福祉業界の中で人材が回っている事が多いのですが、その人たちもヘルパーを避ける。施設勤務だったら休憩時間が認められて給料も払われるのにそれが無い。都内の出張に行ったら交通費だっただけの出張なのに、出ないとわかったら転職したいと思いませんし、介護保険からその収入が無いのに、ヘルパーに支払えるわけがありません。しかも、まともな金額払ったら事業所がつぶれてしまうとわかっているのに、勧告を出しただけで義務を果たしたと思っている国が一番おかしいと思います。同じ状況を他業種で考えてみたらどんなに状況がおかしいか誰でもわかるはずです。

介護職は、言葉にしたり大声で主張するのが得意でない人が多いです。職業の特性で、利用者さんに寄り添う・自分の話をするより相手の話をとりあえず先に受け入れることを求められています。介護職の給料を一気に一般企業まで引き上げてくれと言っているのではありません。介護保険で、事業所に支払われる費用には実際の稼働時間のみですから、キャンセル料や移動費・記録費が入っていないから時間数で割ると、最低賃金を下回ることは法令に違反しているのではないかと提案しているのです。ヘルパーの人権、職業的に若者が夢を描ける仕事になるためのはじめての一步です。以上により速やかに上告を受理され、弁論を開始して介護職のみならず、携わる全ての人に向けて正しい判断が示されることを強く上申いたします。

以上

令和6年7月19日

最高裁判所第二小法廷 御中

令和6年(オ)1067号

令和6年(受)1368号

上申書

ホームヘルパー国家賠償訴訟原告

藤原 路加

私、藤原は36才に公務員ヘルパーとしてこの仕事を知って以来、今年で33年、現場でヘルパーとして活動を続けて現在68才となりました。ヘルパーの仕事は0歳の障害を持った赤ちゃんから、精神障害の20代・30代の青年、100歳を越えた高齢者等へ、本人らしい生活継続の為に効果的に支援できる職能を誇りに思っ、ヘルパーを続けてきました。しかし介護保険は改訂の度に給付を削減する事が中心課題となり、ヘルパーの訪問時間は生活支援は90分、60分、45分と削減され続け、身体介護については30分・20分・10分となって居ます。家から家へ移動して活動するヘルパー労働の特徴で移動・待機・キャンセルが多くなりヘルパーの労働環境は悪化し労働基準法も守れない事が常態化しました。国はこういった状況を「事業者の責任」として放置しています。異常な程の人手不足はヘルパー労働の特徴に対し処遇改善加算等小手先の対応で現場が更に疲弊するような状況が続いているからです。私は、国の言う「丸目に入っている」というサービス単価の実態調査や単価決定の基準の実態を追求して労働基準法が守られていない「違法性」を認める為に提訴を続けて来ました。訪問介護事業所は2、5人で開設できる事から、10名以下の小規模な事業者が地域未着で在宅介護を支えています。直行・直帰で働くヘルパーを登録ヘルパーと呼びますが、事業所に戻って暑さや雨をしのぐスペースもなく、ケアで重要と言われているチームカンファレンスも介護報酬には含まれていない訳です。

今回、最高裁の審議にあたり、現在は国際的な論議の中で、ケア労働に携わる労働者の権利条約がILOやOECDの中で論議され構築されている事。しかし日本は家事労働者保護条例等の批准が遅れている。最後に、ヘルパーの職能は生活を通じて人間らしさを発達保障するという特徴がある点を特に強調したい。現在、審議会資料などでも明らかなように訪問先の8割に当たる方に認知症状が有る(軽度も含む)。このように2000年介護保険が開始された当初から比較すると大きな状況の変化がある。訪問時間に不在だった場合のキャンセル等は「保険事故」として介護報酬が支払われてよいのではないかと等発達の権利主体として、高齢者に対しても発達権を認め、自由権、社会権と同じように新たな位置づけ事を含め最高裁では公正な審議を求めて、上申いたします。

以上

令和6年7月19日

最高裁判所第二小法廷 御中
令和6年(オ)1067号
令和6年(受)1368号

上申書

ホームヘルパー国家賠償訴訟支援者

人手不足は在宅介護ほど厳しく、とくに訪問ヘルパーに関しては求人倍率15倍以上で離職超過や、月7万以上の他産業との賃金格差と、不足を補うすべは見出せていません。今年度報酬改定は合わせても2%以下の+でしたが、在宅の中心である訪問介護は儲け過ぎと減算報酬でした。これはサービス付き高齢者向け住宅等の併設事業所の収益率が高い事と、併設型サービスは提供効率と調査への提出率が高いと考えられます。一方、小規模単独事業所は調査に応じる余裕さえありません。併設型訪問介護は、同一建物内に居住する利用者を回って介護するため施設介護に近く、地域の中を一軒ずつ訪ねてケアを提供する訪問介護とは全く違う形態なので、実際にはカテゴリー自体を分けるべきものです。

国は特定加算をと言いますが、政府の説明と実態は大きくかけ離れています。会計部門のある大手は加算の計算もたやすいが、人手のない中小事業者にとってこうした計算がどれだけ大変な事なのか。しかも特定加算は職員の一時的改善に限定されているため、事業所の経費には回らず持ち出しが増え、そもそも事務負担が倍増します。特に7割を占める中小事業者では、資金的余力がない中で成り立たない加算の制度実態です。更に今年の「骨太の方針」に、要介護2以下の訪問介護と通所介護、とりわけ生活援助の総合事業への移管を盛り込みました。現状でも市区町村が行う総合事業では、見合う報酬が得られないからと、在宅介護が手を引き始めています。総合事業については、大手では利益にならないからということ、既に一切、地域包括支援センターからの依頼を受けない現状です。

軽度の段階で必要なケアを受けられないと重症化するという要介護者の実態のなかで、生活支援は生活に不自由を抱えた一人暮らしの利用者にとっては命綱ですし、とりわけ認知症の人については、軽度者の段階こそきちんとしたケアが必要です。

都では3万人以上の不足を見込み国の引き上げでは不十分と、住宅手当1~2万円の支援を開始もこの支援は常勤の職員が対象。もっとも人員不足が深刻なヘルパーの6割以上を占める契約ヘルパーには、そうした支援はまったく届きません。厚労省はアンケートを取って実情を調べると言っていますが、その間に事業所は倒産し、平均年齢60歳超のヘルパーはさらに減っていきます。在宅介護の命綱である地域に根差した訪問介護が減っていけば、独り暮らしや老老世帯はたちまち「介護難民」になりますし、「家族介護」に頼らざるを得なくなるため「介護離職」は激増します。「可能な限り最後まで住み慣れた地域で」と謳った、国が進める地域包括ケアシステムはますます絵に描いた餅になるでしょう。

本来、憲法11、13条などにも抵触する事だといえると思いますので、介護人材確保のための実効性ある賃上げ等の実施を求めるためにも強く上申いたします。 以上